

(別紙)

○「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成18年3月31日老発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p>I (略) II (略) 1・2 (略) 3 調査員 (1) 調査員の確保 (略) なお、介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができることや、①、⑤、⑦及び⑪の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。 (略)</p> <p>〈区分〉 ① 訪問介護 + 介護予防訪問介護 + 夜間対応型訪問介護 ②～④ (略) ⑤ 通所介護 + 認知症対応型通所介護 + 介護予防通所介護 + 介護予防認知症対応型通所介護 + 指定療養通所介護（指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同</p>	<p>別紙</p> <p>I (略) II (略) 1・2 (略) 3 調査員 (1) 調査員の確保 (略) なお、介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができることに留意する。</p> <p>(略)</p> <p>〈区分〉 ① 訪問介護 + 介護予防訪問介護 ②～④ (略) ⑤ 福祉用具貸与 + 特定福祉用具販売 + 介護予防福祉用具貸与 + 特定介護予防福祉用具販売 ⑥ 通所介護 + 認知症対応型通所介護 + 介護予防通所介護 + 介護予防認知症対応型通所介護</p>

じ。)

- ⑥ 通所リハビリテーション+介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護+地域密着型特定施設入居者生活介護+介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑧ 福祉用具貸与+特定福祉用具販売+介護予防福祉用具貸与+特定介護予防福祉用具販売
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護+介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 認知症対応型共同生活介護+介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑪ 介護老人福祉施設+短期入所生活介護+介護予防短期入所生活介護+地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑫ 介護老人保健施設+短期入所療養介護（介護老人保健施設）+介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑬ 介護療養型医療施設+短期入所療養介護（介護療養型医療施設）+介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

(2) (略)

III 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の29第1項に規定される訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（省令第140条第4号に掲げる診療所に係るもの）を除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るもの）を除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型

- ⑦ 通所リハビリテーション+介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 特定施設入居者生活介護+地域密着型特定施設入居者生活介護+介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑨ 介護老人福祉施設+短期入所生活介護+介護予防短期入所生活介護+地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑩ 介護老人保健施設+短期入所療養介護（介護老人保健施設）+介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑪ 介護療養型医療施設+短期入所療養介護（介護療養型医療施設）+介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

(2) (略)

III 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の29に規定される訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（指定療養通所介護を除く。）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、福祉用具貸与、特定福

通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（介護療養型医療施設の入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。）、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護である。

また、省令第140条の29第2項に規定されるとおり、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下「訪問看護等」という。）のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設、又は法第115条の10において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

祉用具販売、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（介護療養型医療施設の入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。）、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防認知症対応型通所介護である。

ただし、平成21年4月1日に現に通所リハビリテーションに係る法第41条第1項本文又は介護予防通所リハビリテーションに係る法第53条第1項本文の指定を受けている病院等の開設者であって、その後において法第71条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者又は法第115条の10において準用する法第71条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者とみなされた者については、前段の省令第140条の29第2項の規定は適用しない。

なお、次の各区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービスの公表内容の多くが共通であることから、介護サービス事業所、指定情報公表センター及び指定調査機関の事務負担等に配慮し、一体的に報告及び調査を実施するものとする。

また、この通知において、各区分において各指定居宅サービス（居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定福祉用具販売を除く。）、指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に限る。）、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスを「主たるサービス」という。

〈一體的な報告・調査を行うサービス区分（調査票様式）〉

- ① 訪問介護+介護予防訪問介護+夜間対応型訪問介護
- ② (略)
- ③ 訪問看護+介護予防訪問看護+指定療養通所介護
- ④ (略)

- ⑤ 通所介護+認知症対応型通所介護+介護予防通所介護+介護予防認知症対応型通所介護+指定療養通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション+介護予防通所リハビリテーション+指定療養通所介護

なお、次の各区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービスの公表内容の多くが共通であることから、介護サービス事業所、指定情報公表センター及び指定調査機関の事務負担等に配慮し、一体的に報告及び調査を実施するものとする。

また、この通知において、各区分において平成19年度までに情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスを「主たるサービス」という。

〈一體的な報告・調査を行うサービス区分（調査票様式）〉

- ① 訪問介護+介護予防訪問介護
- ② (略)
- ③ 訪問看護+介護予防訪問看護
- ④ (略)
- ⑤ 福祉用具貸与+特定福祉用具販売+介護予防福祉用具貸与+特定介護予防福祉用具販売
- ⑥ 通所介護+認知症対応型通所介護+介護予防通所介護+介護予防認知症対応型通所介護
- ⑦ 通所リハビリテーション+介護予防通所リハビリテーション

- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）+特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））+地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）+介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）+介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））

⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）+特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））+地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）+介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）+介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））

⑨ 特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）+特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住（外部サービス利用型））+地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）+介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）+介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅（外部サービス利用型））

⑩ 福祉用具貸与+特定福祉用具販売+介護予防福祉用具貸与+特定介護予防福祉用具販売

⑪ 小規模多機能型居宅介護+介護予防小規模多機能型居宅介護

⑫ 認知症対応型共同生活介護+介護予防認知症対応型共同生活介護

⑬ 居宅介護支援

⑭ 介護老人福祉施設+短期入所生活介護+介護予防短期入所生活介護+地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⑮ 介護老人保健施設+短期入所療養介護（介護老人保健施設）+介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

⑯ 介護療養型医療施設+短期入所療養介護（介護療養型医療施設）+介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

- ⑧ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）+地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）+介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

⑨ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）+地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）+介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）

⑩ 介護老人福祉施設+短期入所生活介護+介護予防短期入所生活介護+地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⑪ 介護老人保健施設+短期入所療養介護（介護老人保健施設）+介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

⑫ 介護療養型医療施設+短期入所療養介護（介護療養型医療施設）+介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

<p>2～5 (略)</p> <p>6 調査事務の実施 (1)～(3) (略) (4) 調査事務の方法 ア 基本的事項 (ア) 調査の実施者 調査は、調査員<u>1名</u>以上で行うものとする。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ 具体的事項 (ア) 面接調査の方法 a (略) b 確認のための材料の調査方法に係る共通的事項 ①～⑪ (略) ⑫ なお、「確認のための材料」に規定しているマニュアルや規程の有無の確認を行う面接調査において、その存在が確認されたときは、当該調査年度の翌年度以降は特段の事情が無い限り、あらためて当該確認済材料の確認を行わないこととする。 ただし、当該事業者が報告の対象外となり、あらためて報告の対象となった場合は、この限りでない。</p>	<p><u>⑬ 居宅介護支援</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 調査事務の実施 (1)～(3) (略) (4) 調査事務の方法 ア 基本的事項 (ア) 調査の実施者 調査は、調査員<u>2名</u>以上で行うものとする。 また、調査事務の円滑な実施のため、当面、調査員<u>2名</u>のうち<u>1名</u>は、調査対象サービスに関する知識を予め有する者を充てすることが望ましい。 なお、調査対象サービスに関する知識を予め有する者については、介護支援専門員、調査対象サービスに関する一定の実務経験を有する者等のうち、都道府県知事が認めた者とする。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ 具体的事項 (ア) 面接調査の方法 a (略) b 確認のための材料の調査方法に係る共通的事項 ①～⑪ (略)</p>
---	--

～以下略～

別添 1～3 様式 (別添のとおり改正する。)

～以下略～

別添 1～3 様式 (別添のとおり改正する。)